

令和 8 年度コンベンション開催動向調査業務
公募型企画競争 提案説明書

- 1 業務名
令和 8 年度コンベンション開催動向調査業務
- 2 業務の背景・目的
別紙仕様書のとおり。
- 3 業務委託期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 23 日(火)までとする。
- 4 予算規模
本業務の上限は 7,634,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- 5 業務の内容
別紙仕様書のとおり。なお、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後、契約候補者との協議により変更する可能性がある。
- 6 企画提案を求める事項
仕様書を確認の上、以下の項目について記載をした企画提案書を作成し、具体的な企画提案を行うこと。
 - (1) 実施方針
本市が置かれている現状や抱えている課題を踏まえ、本業務の実施にあたっての基本的な考え方、業務目的に即した効果的なアプローチ等を示すこと。
 - (2) 国際会議調査
 - ア 重点調査分野を対象とし、令和 11（2029）年から令和 20（2038）年の間に日本開催見込みがあり、札幌が誘致候補となり得る国際会議について、キーパーソンや独自ネットワーク等を活用し、網羅的かつ精緻に抽出するためのアプローチ・調査手法を具体的に示すこと。
 - イ 将来的に国際会議への発展が見込まれる新規・派生案件の発掘手法を具体的に示すこと。
 - ウ 抽出したリストから、本市のターゲット案件へ実効性高く絞り込むための論理的な分析・選定方法を示すこと。
 - (3) 国内会議調査
 - ア 本市が指定する調査対象会議について、各調査項目を正確に把握するための具体的かつ能動的な手法を示すこと。
 - イ 将来的に札幌への誘致可能性が高い国内学会を的確に抽出し、本市の受入環境との適合性を多角的に分析する独自の手法や工夫を示すこと。
 - (4) 重点ターゲット会議の詳細調査と「戦略カルテ」の作成
 - ア 誘致優先度の高いコンベンション（30 件程度）を厳選する際の客観的な評価指標を示すこと。
 - イ 公開情報にとどまらず、能動的な手法を用いる等、各記載項目の情報を収集するための具体的な手法を示すこと。
 - ウ 戦略カルテのフォーマット案や本市ならではのバリュープロポジションの見せ

方等について、誘致セールスに直結する実践的かつ独自の工夫があれば提案すること。

(5) 独自KPIの設定及び独自提案

ア 業務の進捗、達成度及び成果等を評価するための、客観的に判断可能かつ妥当な独自KPIを設定し示すこと。

イ 仕様書に具体的に示す事柄以外に、本業務の趣旨に合致し、かつ大きな効果を見込める独自の取組・手法があれば提案すること。

(6) 業務実施体制

ア 本業務を円滑かつ遅滞なく遂行するための実施体制および各担当者の役割分担、業務全体のスケジュールを示すこと。

イ 統括責任者及び業務従事予定者の経験、知見、専門性等を示すこと。また、過去の類似業務の実施実績があれば示すこと。

(7) 見積

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(8)の全ての要件を満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。

(7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程（予定）

ア 公募開始	令和8年8月3日（月）
イ 質問受付期限	令和8年8月18日（火）17:15必着
ウ 参加申込書・企画提案書の提出期限	令和8年8月28日（金）正午必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和8年9月7日（月） 令和8年9月8日（火）を予備日とする。
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和8年9月中旬【予定】
カ 契約締結	令和8年9月中旬【予定】

(2) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式1)に質問の要旨を簡潔に記入し、下記ウの電子メールアドレスに送信するものとする。電子メール以外での質問は受け付けない。

ア 質問受付期限

令和8年8月18日(火)17時15分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に回答の上、令和8年8月20日(木)17時15分までに札幌市ホームページで公開する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名) 令和8年度コンベンション開催動向調査業務質問書」とすること。

(3) 参加申込時の提出書類

参加申込にあたっては、下記書類を担当課へ郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)、持参、(2)ウに記載する送付先電子メールアドレスへのデータの送信のいずれかの方法で提出すること。なお、メール送信とする場合、メールのタイトルは「(団体名) 令和8年度コンベンション開催動向調査業務参加申込」とすること。

ア 参加申込書(様式2) 1部

イ 競争入札参加資格認定通知書 1部

(4) 企画提案提出書類

企画提案にあたっては、以下のア、イを担当課へ郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)または持参により提出すること。

ア 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4、両面使用、10枚以内(表紙を含む)、参考見積書は経費の内訳を記載し、消費税相当額も明示すること)

・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部

・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

イ 上記アのPDFデータ(電子メール等により提出すること) 1部

(5) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 提出された書類については返却しない。

ウ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加提出は認めない(軽微な修正は除く)。

エ 実施委員会が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

オ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

9 契約候補者の選定方法

本企画競争において、企画提案の内容は、本市関係部局の職員等からなる「令和8年度コンベンション開催動向調査業務公募型企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。契約候補者と本市の間で協議が整った場合に、随意契約により当該業務の契約を締結する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価項目および評価基準表

評価基準点は「5点：非常に優秀、4点：優秀、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
実施方針	・本業務の実施にあたっての基本的な考え方が明確であり、業務目的に即した十分な効果が期待できる内容となっているか。	2	10
国際会議調査	・キーパーソンや独自ネットワーク等を活用し、既存の国際会議を網羅的かつ精緻に抽出・分析するための手法が具体的かつ効果的であるか。 ・新規・派生案件の発掘や本市のターゲット案件へ絞り込むための分析手法が論理的かつ優れているか。	4	20
国内会議調査	・調査対象会議の開催動向を正確に把握するとともに、能動的な手法も用いて、開催実態を深く把握する工夫が提案されているか。 ・将来的に札幌への誘致可能性が高い国内学会を抽出し、本市の受入環境との適合性を多角的に分析する手法が優れているか。	4	20
重点ターゲット会議の選定及び「戦略カルテ」作成の工夫	・誘致優先度の高い案件を厳選するための明確な基準が示されているか。 ・公開情報にとどまらず、能動的な手法を用いる等、情報を収集する能力・手法を備えているか。 ・戦略カルテのフォーマットやバリエーションの提示方法が、実際の誘致セールスに直結する実践的かつ独自の工夫に富んでいるか。	5	25
独自KPIの設定及び独自提案	・設定された独自KPIは客観的に判断可能であり、かつ業務の達成度及び成果等の評価にあたり妥当であるか。 ・仕様書に記載されたもの以外の独自の効果的な提案があるか。	3	15
実施体制及び実施スケジュール	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 ・中間報告や成果物納品に向け、確実に遂行し得るスケジュールとなっているか。	1	5
費用の妥当性	・各業務工程に対し妥当な積算となっており、	1	5

	予算の範囲内で費用対効果の高い提案となっているか。 ・調査の精度や戦略カルテの質を高めるための費用が適切に配分されているか。		
--	--	--	--

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

ウ 開催場所は、札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北2条西1丁目）内の会議室を原則とするが、必要に応じてオンラインでの参加も可能とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、プレゼンテーションを行うこと。企画提案書をモニターに投影する必要がある場合は、必ず事前に相談すること。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割（60点）を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と担当課の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。

11 契約後の支払方法

支払は、業務完了の検査終了後（委託業務終了後）とする。

12 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為を行ったとき

(4) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しないとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本企画提案書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案内容を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 各書類の提出先・問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 担当：勘野、田原

電話：011-211-2376、メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp